

○久喜市生垣設置奨励金交付要綱

平成22年3月23日

告示第191号

改正 平成22年6月29日告示第387号

(目的)

第1条 この告示は、市民に生垣設置を奨励するため、久喜市生垣設置奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって久喜市の緑化の推進及び災害防止に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる者は、市内で住宅、店舗、工場及び事務所等の用に供している土地に所有権又は借地権を有し、次に掲げる要件を備えた生垣を新たに設置する者とする。ただし、販売することを目的として所有し、又は使用している用地に生垣を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 生垣は、一般の通行の用に供されていると認められる道路に面しており、かつ、その長さが3メートル以上であること。
- (2) 生垣の高さが、地上1メートル以上であり、かつ、植栽本数が1メートル当たり2本以上であること。
- (3) 生垣の前面の構造物の素材が石、コンクリート、ブロック又はトタンの場合は、構造物の地上高が宅地盤面から0.6メートル以下であること。
- (4) 盛土をして生垣を設置する場合の盛土の地上高が0.7メートル以下であり、かつ、生垣の前面には構造物がないこと。
- (5) 角地では、角切りがしてあること。
- (6) 生垣に使用する樹種は、久喜市の推奨するものであること。

(奨励金の額)

第3条 生垣の長さ1メートル当たりの奨励金の額は、1メートル当たりに要

した経費が5,000円以上の場合は2,500円とし、5,000円未満の場合は要した経費の2分の1に相当する額とする。ただし、1メートル当たりの奨励金の額が1,000円未満の場合は1,000円とする。

- 2 奨励金の限度額は、生垣の長さが20メートル未満の場合は5万円、20メートル以上25メートル未満の場合は6万円、25メートル以上の場合は7万円とする。

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生垣設置奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する奨励金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等を行い、速やかに奨励金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、奨励金の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項に規定する奨励金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に対し、生垣設置奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 申請者は、生垣設置の計画を変更しようとするとき、又は生垣設置を中止しようとするときは、遅滞なく生垣設置計画変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(完了報告)

第8条 申請者は、奨励金の交付の対象となった生垣の設置を完了したときは、

速やかに生垣設置完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の確定及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する完了報告書を受理したときは、速やかに検査を行い、適当と認めたときは、奨励金を確定し、生垣設置奨励金確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び支払）

第10条 申請者は、前条に規定する通知を受けたときは、生垣設置奨励金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を支払うものとする。

（奨励金の返還）

第11条 市長は、奨励金の交付を受けた者に不正があったと認めるときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市生垣設置奨励金交付要綱（平成2年久喜市告示第72号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年6月29日告示第387号）

この告示は、公布の日から施行する。